

令和 6 年 5 月 2 日

学校法人古屋学園

理事長 古屋貞良 殿

監事 矢野 久



監事 大竹幸二



令和 5 年度 学校法人古屋学園 決算監査報告

私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人古屋学園寄附行為第 14 条の規定に基づき決算監査を行いましたので、次のとおりご報告いたします。

監 査 報 告

1. 監査の対象

令和5年度 学校法人古屋学園 山梨秀峰調理師専門学校の業務内容
報告及び収入・支出の決算並びに財産の状況

2. 監査の日時及び場所

令和6年4月19日（金）、午後1時30分より
山梨秀峰調理師専門学校 理事長室

3. 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4. 監査の方法

監査に付された決算資料（事業報告、財務報告）に関して、理事長及び事務長から説明を受け、関係書類、出納諸帳簿、証憑書類等について監査を行いました。

5. 監査の結果

(1) 総評

関係書類、出納諸帳簿、証憑書類等が適正であることが認められ、事業報告についても活動の内容が十分に把握できるものでした。

令和5年度卒業生の進路状況については、求職者数49名に対して就職者数47名と、100%近い就職率となっており、調理師業界における貴学園の信頼の高さが窺われました。

(2) 会計

計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示していました。業務及び財産に関する不正の行為、並びに法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

元帳、請求書、領収書等は、見やすくよく整備されておりました。また、理事長・事務長による内容のチェックも十分に行われており、管理状況が極めて良好でした。

以 上